様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8年 6月 16日

群馬県知事　山本　一太　殿

提出者　　〒120-0047
住　所　東京都足立区宮城1-35-11
氏　名　日本カニゼン株式会社　本社
代表取締役社長 執行役員　藤永　清
電話番号　03-5959-6100

事業所　　〒370-0426
住 所　群馬県太田市世良田町3023番地
日本カニゼン株式会社　群馬工場
電話番号　0276-40-7150

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本カニゼン株式会社　群馬工場
事業場の所在地	群馬県太田市世良田町3023番地
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業　　中分類：金属製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額　12.3億円／年
③従業員数	74名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	2026年度減量化計画　別紙のとおり

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

※　2026年度減量化計画　別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	2026年度減量化計画別紙のとおり	
排　　出　　量	787　t	t

（これまでに実施した取組）

※　2026年度減量化計画　別紙のとおり

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	2026年度減量化計画別紙のとおり	
排　　出　　量	787　t	t

（今後実施する予定の取組）

※　2026年度減量化計画　別紙のとおり

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

工程毎に発生したものを分別し、処理業者に引取ってもらっている。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>2026年度減量化計画別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>787 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>672 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>15 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>100 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

※　2026年度減量化計画　別紙のとおり</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】
<table>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>2026年度減量化計画別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全 処 理 委 託 量</td><td>787 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>627 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処 理 委 託 量</td><td>15 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>100 t</td><td>t</td></tr>
</table>（今後実施する予定の取組）
※　2026年度減量化計画　別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

令和′「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

2026 年度減量化計画　別紙

1、会社の概要

1）会社名

日本カニゼン株式会社

2）資本金

42,800 万円

3）従業員

150 名

2、当該事業所において現に行なっている事業の概要

1）群馬工場　従業員数

74 名

2）製造品出荷額

12.3 億円／年

3）製造概要

当事業所では自動車、汎用エンジン、半導体・液晶の製造装置、光学部品、OA 機器等の部品に無電解ニッケルめっきの処理を施す受託加工を行なっている。

4）製造等フローシート

別紙1参照

5）事業展望

我が国経済は、緩やかな景気回復基調にあるものの、物価上昇の影響は依然として継続しており、加えて米国新政権の政策動向や中国経済の先行きなど、外部環境の不確実性は高く、企業収益の見通しについては依然として予断を許さない状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境においても、営業努力による価格改定および原価低減による利益改善効果は一巡しており、これまで実施してきた新規施策の成果が本格的に表れるまでには一定の時間を要する見込みです。一方で、既存の取引先における加工量・生産量の減少が業績に与える影響は小さくなく、引き続き厳しい収益環境が続くものと想定しております。

このような状況を踏まえ、本年度においては、経費削減および業務効率化に一層取り組み、予算達成に向けた努力を継続してまいります。これに伴い、廃棄物発生量については、昨年度と同等水準となる見込みとし、工程改善や無駄の排除を通じて、発生抑制および減量化に努めてまいります。

6）廃棄物処理フロー図

別紙 2 参照

7）連絡先

担当者：日本カニゼン株式会社　群馬工場

環境保全グループ [redacted]

電話番号：0276-40-7150

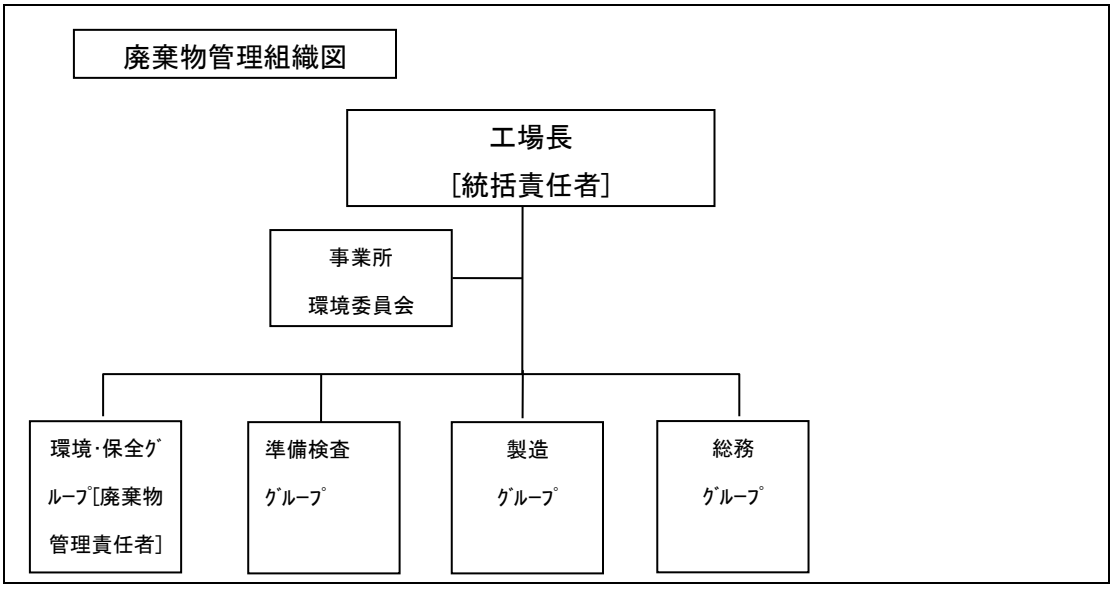
3、計画期間

2026年4月1日　から　2027年3月31日まで

4、産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

1）責任者及び管理組織図

統括責任者		所属：群馬工場長 [redacted]
廃棄物担当		組織名：環境保全グループ [redacted] 組織人数：4 名
役割	事業所 環境委員会	廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用の推進、適正処理の確認等計画的な廃棄物の運営管理を行なう上で必要な事項を検討する。 委員長：工場長 委　員：関連部署の責任者、担当者 事務局：事業所事務局（4 名）
	統括責任者	• 廃棄物処理方針の策定 • 工場の廃棄物関連規定の承認 • 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理責任者（環境･保全グループ）	• 廃棄物処理計画の作成 • 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 • 排水処理施設の運転･維持管理状況の把握 • 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 • 委託契約の締結 • 産廃及び特管産廃マニフェストの交付･管理 • 監督官庁への各種報告 • 従業員に対する教育･啓発



2）管理体制の強化

群馬工場全体で廃棄物処理に対応する為の横断的な組織（群馬工場環境委員会）を編成する。これには工場長の常時参加及び委員、事務局以外の関係する担当者も必要であれば参加を要請する。

3）教育･研修

当工場で発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に教育･研修を行なう。

4）情報公開

本計画書及び処理計画実施状況報告書、PRTR等を確実に提出していくことで、群馬県、太田市等行政を通して公開に努める。

5、廃棄物の処理に関する事項

1）基本的事項

(1) 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を遵守すると共に行政の環境施策に協力する。

(2) 発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合、収集運搬から処分に至るまで確認し、適確に管理する。

(3) 最終処分量の削減について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これらの目標及び計画は定期的に必要な見直しを行なう。

2）廃棄物処理の現状

(1)当工場から発生する産廃は無電解ニッケルめっき工程で使用している薬品を更新する際に発生する廃酸、廃アルカリ及び排水処理施設からの汚泥である。これらの発生量の合計は 1,663.7t／年で、量の多い順に特管廃酸 510t/年、廃酸 582t/年、特管強アルカリ 366t／年でこの 3 種類の廃棄物で全体の 87%を占める。

(2)産業廃棄物の種類別発生･処理状況を以下に示す。

表1　産業廃棄物の種類別発生･処理状況（2025 年度実績）

廃棄物の種類		発生源(ﾌﾛｰｼｰﾄ No.)	性状	発生量 t／年 [構成比]	備考
特管 強酸,廃酸	廃前処理液	加工工程	液体	510 [30.7%]	
特管 強アルカリ	廃前処理液	加工工程	液体	366 [22.0%]	
廃酸	廃めっき液	加工工程	液体	582 [35.0%]	
廃アルカリ	廃めっき液	加工工程	液体	90 [5.4%]	
汚泥		排水処理工程	泥状	100 [6.0%]	
廃プラ	梱包資材	加工工程	固体	12.4 [0.7%]	
金属くず	針金	加工工程	固体	0.03 [0%]	
ｶﾞﾗｽ	ｶﾞﾗｽ	加工工程	固体	0.0 [0%]	
木くず	木パレット	加工工程	固体	2.6 [0.2%]	
繊維ｸｽﾞ	繊維ｸｽﾞ	加工工程	固体	0.28 [0%]	
合　計				1,663	―

3）目標の設定

昨年度は、国内における緩やかな景気回復傾向の影響を受け、生産数量が増加基調となったことから、これに伴い廃棄物発生量についても微増となりました。

本年度においては、昨年度と同等水準の廃棄物発生量を目標とし、生産活動に伴う無駄の削減、工程管理の最適化および分別の徹底等を通じて、廃棄物の発生抑制および減量化に継続的に取り組みます。

廃棄物の種類		発生源(ﾌﾛｰｼｰﾄ No.)	性状	2025 年度 発生量 t／年 〔前年比〕	2026 年度 発生量 t／年
特管 強酸	廃処理液	加工工程	液体	510 [96%]	510
特管 強アルカリ	廃処理液	加工工程	液体	366 [108%]	366
廃酸	廃めっき液	加工工程	液体	582 [118%]	582
廃アルカリ	廃めっき液	加工工程	液体	90 [125%]	90
汚泥		排水処理工程	泥状	100 [101%]	100
廃プラ	梱包資材	加工工程	固体	12.4 [225%]	12
金属くず	針金	加工工程	固体	0.03 [7%]	0.03
ｶﾞﾗｽ	ｶﾞﾗｽ	加工工程	固体	0.0 [0%]	0.01
木くず	木パレット		固体	2.6 [260%]	2
繊維ｸｽﾞ	繊維ｸｽﾞ		固体	0.28 [280%]	0.2
合　計				1,663 〔107.8%〕	1,662

具体的な取り組みは後述の通り。

4）廃棄物処理施設の設置状況

当工場内における産業廃棄物処理施設の設置状況を表2に示す。現在汚泥の脱水施設は無機性汚泥の脱水施設が一施設設置されている。

表2　産業廃棄物処理施設の設置状況

	処理対象産業廃棄物	処理方法	処理能力（脱水前）	設置年月	設置場所
汚泥の脱水施設	無機性汚泥	フィルタープレス	脱水容積 400L	2006 年 8 月	工場内

5）廃棄物の処理に係る情報の収集･管理

本社に設置されている ISO14000 の全社事務局が法律を定期的にチェックし、新規制定あるいは改訂があった場合には各工場に全社掲示板あるいはメールで提供をされる。条例は群馬工場で同様に定期的にチェックを行なう。

産廃業者の現地視察を定期的に実施し、その際に情報を収集する。

6）中長期的課題

(1)環境管理システム ISO14000 の維持

(2)自主管理基準の設定

自主管理基準を設定し環境管理レベルの向上を図る。

6、産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

具体的取組

・めっき前処理液の長寿命化によって産廃量 2%削減に努める。

7、産業廃棄物の分別に関する事項

具体的取組

工程毎に発生したものを分別し、処理業者に引取ってもらっている。

8、産業廃棄物の再生利用に関する事項

具体的取組

処理業者を通じて再生利用してもらっている。

9、産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の処理の委託状況を以下に示す。

表３　産業廃棄物の処理の委託状況(2025 年度実績)

産業廃棄物の種類	廃　酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木　屑
全処理委託量	582t	90t	12.4t	2.6t
優良認定処理業者への処理委託量	582t	90t	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	0t	0t	12.4t	2.6t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t

産業廃棄物の種類	汚　泥	金属くず	特管 強酸	特管 強ｱﾙｶﾘ
全処理委託量	100t	0.03t	510t	366t
優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	510t	366t
再生利用業者への処理委託量	0t	0.03t	0t	0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	100t	0t	0t	0t

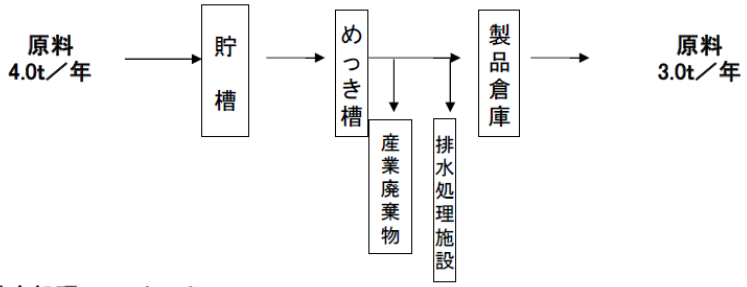
具体的取組

取引業者に依頼して優良認定を受けて貰えるように要請する。

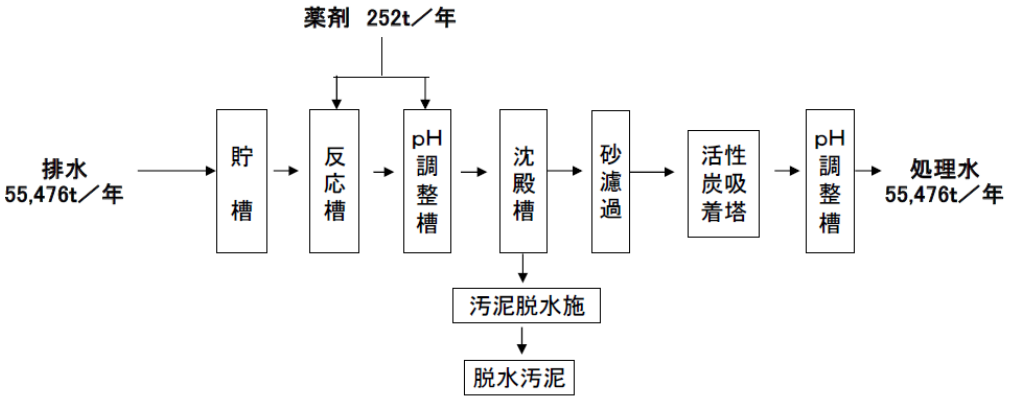
処理業者に再生利用を促し、検討してもらう。

別紙1　製造等フロー

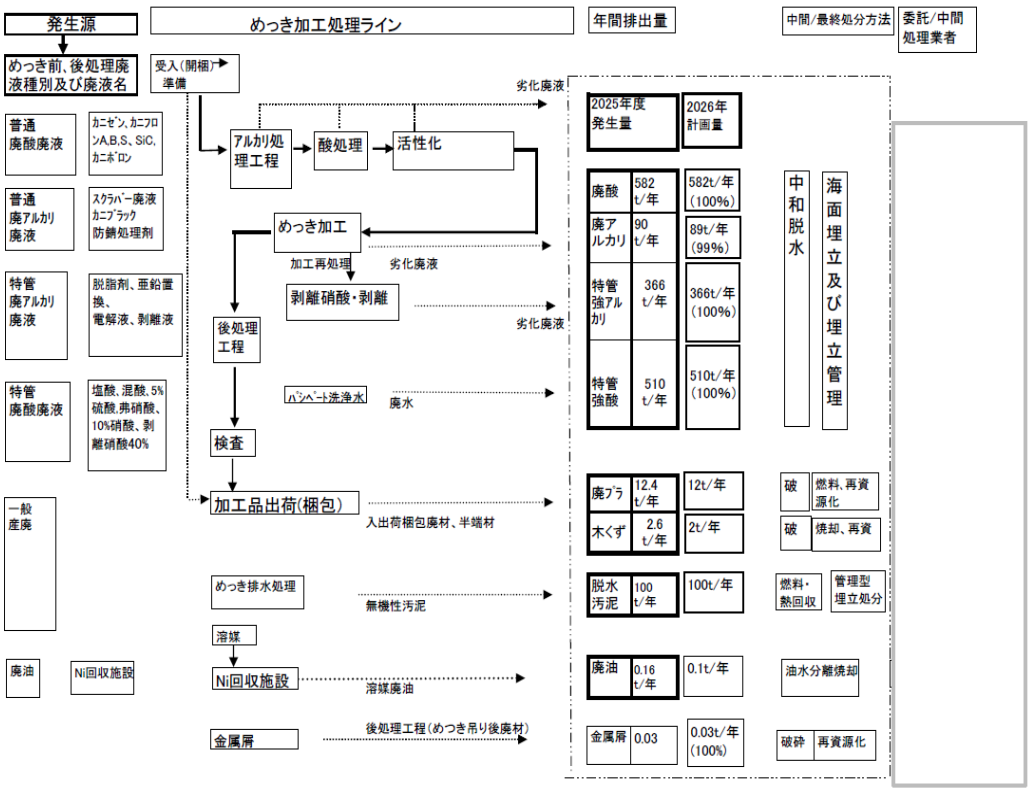
めっきラインフローシート



排水処理フローシート



別紙.2



以上